経済産業省

計量行政の現場から
～よくある質問と回答～

令和８年９月１８日

経済産業省　イノベーション・環境局

計量行政室

１．計量制度の概要

計量法の目的と制度の体系について

経済の発展及び文化の向上

計量の基準を定める

計量単位の統一（計量単位に関する規制）
計量の基準としての計量単位
「国際単位系：ＳＩ」の導入
↓
取引又は証明における計量を行う際に、
その使用を義務づけ

計量標準の供給（計量標準供給制度）
計量の正確性の確保
↓
国家計量標準である特定標準器等への
遡及による担保

適正な計量の実施を確保する

適正な計量の実施
・商品量目制度
・定期検査制度
・計量証明事業制度
・計量証明検査制度

正確な特定計量器等の供給
・届出製造事業者制度等
・検定制度
・型式承認制度
・指定製造事業者制度
・基準器検査制度

自主的計量管理の推進
・計量士制度
・適正計量管理事業所制度

法制度の的確な執行
・報告徴収
・立入検査
・計量行政審議会　　等

「計量単位」とは

（計量法第2条第1項）

- 計量法における「計量」とは、物象の状態の量を計ること
- 計量法における「計量単位」とは、計量の基準となるもの

＜関係条文＞　計量法

（定義等）
第二条
　この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

一　長さ、質量、時間、電流、温度、物質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、　回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、　比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダク タンス、電気抵抗、電気のコンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、　電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、　中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率

二　繊度、比重その他の政令で定めるもの

物象の状態の量と計量単位

磁束密度　カーマ率　密度
電気抵抗　放射能　コンダクタンス　質量流量　皮相電力
粘度　回転速度　電力密度　周波数　温度　音響パワー
振動加速度レベル　磁束　流量　無効電力　照射線量率　光束
放射強度　輝度　電圧　線量当量　光度　角度　電磁波の減衰量　照度
時間　力のモーメント　電力量　角速度　力
電界の強さ　応力　皮相電力量　面積　比熱容量　インダクタンス
熱量　エントロピー　磁界の強さ
カーマ　照射線量　電気量　体積　電流
音圧レベル　起電力　線量当量率　濃度　角加速度
圧力　中性子放出率　物質量　動粘度
長さ　インピーダンス　起磁力　静電容量　波数
吸収線量率　立体角　加速度　熱伝導率
電力　質量　速さ　仕事　工率　無効電力量
吸収線量



Wb　W・h　m²/s　W/m²
J/(kg·K)　W/(m·K)
N　m/s²　Gy　dB
rad　m³/s　mol　A　V
Sv/h　lx　Ω　kg/s
S　F　m²　cd/m²
var　Hz　kg/m³　C
min⁻¹　s⁻¹　dB　W　VA　N·m　cd　C/kg
Gy/min　m　Gy/h　m⁻¹
Gy　V/m
Sv　VAh　J/K　K　vars　lm　W/sr
Pa　Wh　J　Bq
T　V　sr　N/m²
m³　s　Ω　W　A　H　dB　m/s
C/(kg·s)
rad/s　A/m
mol/L　Pa·s
W　rad/s²　kg



計量単位に関する規制

「計量」は、あらゆる経済活動の基盤であり、使用する「計量単位」が複数あると、経済活動に著しい混乱を生じる恐れ

経済のグローバル化

計量単位の統一

ＳＩ単位※を基礎とする**法定計量単位**を定め、取引又は証明における**非法定計量単位の使用を禁止**

※SI単位：長さ（メートル）、質量（キログラム）、時間（秒）など65の物象の状態の量に対応する単位を規定

計量単位に係る主な規制

１．取引又は証明に係る規制

取引又は証明において非法定計量単位を用いてはならない。（計量法第８条第１項）

２．計量器の販売に係る規制

非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器は、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。（計量法第９条第１項）

商品量目制度

特定商品（消費生活関連として政令で指定された商品）の販売事業者は、**量目公差**を越えないように計量しなければならない。 また、一部の特定商品については、密封して販売する際に**内容量の表記**が義務付けられている。

10条　正確計量努力義務

法定計量単位により取引又は証明をするときは正確計量に努めなければならない。

商品の販売に係る計量規制

11条　長さ等の明示努力義務

長さ、質量又は体積の計量をして販売に適する商品は、法定計量単位により示して、販売するよう努めなければならない。

12条1項　特定商品の正確計量義務

特定商品を計量販売するときは、**量目公差**を越えないように計量しなければならない。
（例：精米、野菜、果実、魚介類、精肉）

12条2項

特定商品のうち指定した商品を容器に入れて販売するときは、**内容量を表記**しなければならない。 ※灯油

13条1項　内容量等表記義務商品

特定商品のうち、政令で定めるものを密封するときは、量目公差を越えないように計量し、その容器・包装に**内容量を表記**しなければならない。
（例：みそ、しょうゆ、牛乳、チーズ）

※14条1項　輸入商品も含む

13条2項

13条1項で定める特定商品以外の特定商品を密封し、容器・包装に内容量を表記する場合、量目公差を越えないように計量しなければならない。

※14条2項　輸入商品も含む

13条3項

13条1項・2項の表記には、表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。
※14条3項　輸入商品も含む

特定商品の量目公差の例

特定商品	表示量	量目公差（誤差）
食肉、菓子類等	5g以上、50g以下	4%
	50g超、100g以下	2g
	100g超、500g以下	2%
	500g超、1kg以下	10g
	1kg超、25kg以下	1%

違反があった場合は、都道府県または特定市は、勧告、公表、命令を行う。
命令に違反した場合、50万円以下の罰金が科せられる。

２．計量単位に関する問い合わせ

よくある問い合わせQ＆A①

計量器の販売規制

Q. 法定計量単位と非法定計量単位が併記された計量器又は切り換え可能な計量器を販売することは可能ですか。

（例）摂氏・華氏（温度計）、Pa・ｂａｒ・ｐｓｉ（圧力計）、
メートル・インチ（身長計、ものさし）、キログラム・ポンド（体重計）など

A. 法定計量単位による目盛又は表記を併記したとしても、非法定計量単位による目盛又は表記が付された計量器の販売及び販売の目的での陳列は禁止されています。
切替え式であっても非法定計量単位による目盛又は表記は禁止されます。したがって、非法定計量単位による表示へ切り替えることができないようにする等、措置が必要です。

Check！

- 非法定計量単位による目盛や表記を付した計量器は、販売（販売目的で陳列）することを禁止しています。（計量法第9条第1項）

よくある問い合わせQ＆A②

計量器の範囲

Q．非法定計量単位の目盛りや単位が付された下記①～④の製品を販売できますか。
① エアコンのリモコン
② メジャー付きのキーホルダー（おもちゃ）
③ 旅行用荷物の重量を計量するラゲッジスケール
④ 圧力センサの専用ディスプレイ

A．①及び②は計量法における「計量器」に該当しないため、非法定計量単位の目盛りや表示があっても販売することは可能ですが、取引又は証明には使用できません。
非法定計量単位による表示が可能な③のラゲッジスケールや④の表示部のある圧力センサは、計量法における「計量器」に該当すると考えられ、販売は禁止されています。

Check！

- 「**計量器**」とは、計量するための器具、機械又は装置をいいます。（計量法第2条第４項）
- 計量器でないものは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用（又は使用するために所持）することを禁止しています。（計量法第16条第1項第1号）
- 非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器は、販売（又は販売目的で陳列）することを禁止しています。（計量法第9条第1項）

よくある問い合わせQ＆A③

取引又は証明に係る規制

Q. 社内管理のために行う計量について、非法定計量単位を用いることは可能ですか。

A. 計量法第８条では、非法定計量単位を取引又は証明に用いてはならない旨が規定されています。
　社内管理のために行った計量であって、取引又は証明に該当しないものは、計量法第８条には抵触しないため、非法定計量単位を用いることは可能です。

Check！

- 「**取引**」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「**証明**」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいいます。（計量法第2条第2項）

よくある問い合わせQ＆A④

取引又は証明に係る規制

Q. 商品のラベル・契約書・仕様書について、法定計量単位の表記に加え、非法定計量単位を併記して取引又は証明に使用できますか。

A. 非法定計単位の使用が計量法違反となるのは、非法定計量単位を取引又は証明に用いた場合に限られています。

したがって、取引又は証明に用いる計量単位としては、法定計量単位を使用した上で、あくまで参考値として、非法定計量単位による表記をした場合には、非法定計量単位を取引に用いたことにならず、計量法違反とはならないものと考えられます。

Check！

- 法定計量単位の値と非法定計量単位の値が併記されている場合、併記された値のどちらが主たる表記でどちらが参考値であるかについては、カッコ書きを用いる等により、外形的に判断することができるようにしなければなりません。

(例) 圧力の単位表示をする場合

- ○○MPa（○○ kgf/cm^2 ） ←〇使用可
- ○○ kgf/cm^2 （○○MPa） ←×使用不可
- ○○MPa ／○○ kgf/cm^2 ←× 使用不可

法定計量単位 ： MPa
非法定計量単位： kgf/cm^2

よくある問い合わせQ＆A⑤

商品量目（内容量表示）

Q. 商品の製造に当たり、商品の計量を自動捕捉式はかり（質量計）で行っています。商品のパッケージには、計量した質量を密度により換算した体積（mL）を内容量として表示したいのですが、問題ありませんか。

A. 問題ありません。
ただし、体積への換算の基礎となる質量の計量は、商品の内容量表示のために行う計量であり、「取引又は証明」における計量に該当します。そのため、当該質量を計量している自動捕捉式はかりが検定の対象となる特定計量器である場合には、検定を受けた計量器を使用する必要があります。

Check！

- 内容量表示のための計量は、「取引又は証明」に該当します。
- 表示が体積（mL）であっても、換算の基礎となる質量の計量が規制対象となります。
- 特定計量器に該当する自動はかりを使用する場合は、検定を受ける必要があります。

よくある問い合わせQ＆A⑥

計量器とその計量単位

Q. 計量法で定められている特定計量器である「自動はかり」には、自動捕捉式はかり、ホッパースケール、コンベヤスケール、充塡用自動はかりなどがあると思いますが、ある容器に100mlずつ自動充塡するような製品は、充塡用自動はかりに該当しますか。

A. ご提示の製品は、自動充塡されるものであっても質量を計量しておらず、特定計量器の「自動はかり」には該当しないため、充塡用自動はかりにも該当しません。

Check！

- 質問にある製品は、100ml（体積）を計量しており、質量そのものを計量していませんので、質量計ではありません。
- 「自動はかり」は、質量を計量する「質量計」の一部です。その計量単位はｇ（グラム）やｋｇ（キログラム）などです。

よくある問い合わせQ＆A⑦

計量器に関する販売規制の例外

Q. 航空用の部品を製造又は検査している日本の製造者に対して、ヤードポンド法による目盛又は表記の付された計量器（例：ポンド毎平方インチ）を販売することはできますか。

A. 航空用の部品の製造又は検査を行うための計量に用いるヤードポンド法による目盛又は表記がされた計量器については、経済産業大臣の承認を受ければ、販売することが可能です。

Check！

- 非法定計量単位による目盛等を付した計量器であっても、ヤードポンド法による計量単位については、計量単位令第９条に掲げる航空機の運航等に関する取引又は証明に用いる場合、現時点では法定計量単位とみなされており、経済産業大臣の承認を受ければ販売が認められているものがあります。
 https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/11_gaiyou_tani5.html

参考

◆ **経済産業省HP 計量行政のページ**



https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryougyousei.html

◆ **計量法に関するよくある質問と回答**

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/50_qanda.html

◆ **その他の計量法に関するお問合せは、以下の問合せフォームより受け付けしております。**

https://forms.cloud.microsoft/pages/responsepage.aspx?id=_6DkBnJJi0qvMEVxNh0TRGDUDKdloTpOmypKLYIITZdURUNWQkg3MU9SM1FGVkFHTjc0T09XMjI5Sy4u&route=shorturl

※多数の照会をいただいており、順番に対応させていただいております。
回答には1週間程度を見込んでおりますが、御質問の内容や照会の状況等により、
さらにお時間を要する事もございますので、予め御了承ください。